

中央区社会福祉協議会

寄付金控除についてのご案内

中央区社会福祉協議会への寄付（歳末たすけあい募金も含む）については、所得税の控除に加えて、住民税の税額控除が受けられますので、以下のとおりご案内いたします。

1. 個人の場合

◆ 所得税の寄付金控除について

「寄付金*－2,000円」が課税対象所得から控除されます。

* 控除対象となる寄付金の限度額は、総所得金額などの40%となります。

◆ 住民税の税額控除について

（寄付金*－5,000円）×10%の金額が住民税（都民税+区民税）から控除されます。

* 控除対象となる寄付金の限度額は、総所得金額などの30%となります。

2. 法人の場合

株式会社など法人の寄付金は、法人税法により損金算入できます。



3. 相続財産を寄付した場合

相続や遺贈によってもらった財産を中央区社会福祉協議会に寄付した場合には、その寄付した財産は相続税の対象になりませんので、非課税財産となります。

個人の方が控除を受けるには…

所得税の寄付金控除と、住民税の寄付金税額控除の両方を受けるためには、中央区社会福祉協議会の寄付金領収書を添えて、寄付をした翌年、税務署に確定申告してください。（住民税のみの控除を受ける場合は中央区に申告してください。）

確定申告書の記載に際しては、所得税に係る寄付金控除欄への記入に加え、「住民税に関する事項」欄中の「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」欄へ寄付金額を記入してください。

ご寄付を募集しています

皆様からの温かいご寄付は、社会福祉協議会が中央区で福祉事業を推進するうえでの大変貴重な財源となっています。

いただいたご寄付は、本会が実施している事業をはじめ、区内福祉施設、福祉団体等の支援や、ボランティア活動の支援など、地域福祉のさらなる向上を目指して、幅広く活用させていただいております。

皆様のご厚志をお寄せくださいますよう、お願い申し上げます。

● 中央区社会福祉協議会への寄付金には、次の3種類があります。

- ① **一般寄付**（福祉講座の開催をはじめ、車いすやシルバーカーの貸出事業など、中央区内の地域福祉活動に活用させていただきます。）
- ② **ボランティア基金**（基金積立から生じる運用益を、ボランティア活動支援のために活用させていただきます。）
- ③ **歳末たすけあい募金**（毎年末、町会・自治会等にご協力いただき実施しています。募金は、寝たきり高齢者を介護している方等に見舞金として贈呈したり、福祉施設、団体への助成や、社会福祉協議会が実施している高齢者交流事業「ほがらかサロン」の運営等に活用させていただきます。）

● 寄付の方法

寄付金を取りにお伺いします。

また、郵便振替用紙もご用意しております。（振込手数料はかかりません。）

お気軽にお問い合わせください。

* 寄付金控除についてのお問い合わせも、下記連絡先で受け付けています。



社会福祉法人中央区社会福祉協議会
管理部 庶務課

〒104-0032

東京都中央区八丁堀4-1-5

TEL:03-3206-0506

FAX:03-3206-0601

Mail:shomuka@shakyo-chuo-city.jp
